

第1回「新潟県中越地震災害義援金配分委員会」の審議結果について

新潟県中越地震災害により被災された皆様へのお見舞いとして、各義援金受付団体に対し、県内外から多くの義援金をお寄せいただいていることから、新潟県中越地震災害義援金配分委員会は11月20日に第1回配分委員会を開催し、下記のとおり、配分計画を決定いたしました。

現時点の義援金受入額及び対象被害の最終見込数を考慮しながら、義援金をお寄せいただいた方々のご意向を踏まえ広く配分できるよう、また、義援金の使途は問うものではありませんが、住宅再建に向けた動機付けとなるよう配慮したものです。

今後、市町村を通じ、亡くなられた方、重傷を負われた方、住家の全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊世帯に対し、義援金をお寄せいただいた方々の温かいお気持ちとともに決定した金額をお届けいたします。

1 対象被災市町村

新潟県中越地震災害による被災市町村

2 お届けする金額

対象被害		金額	左記金額の考え方
	被害区分		
人的被害	死者	20万円 / 人	7・13水害時と同額
	重傷者	10万円 / 人	
住家被害	全壊	200万円 / 世帯	住宅再建に向けた動機付けとなるような一定額
	大規模半壊	100万円 / 世帯	
	半壊	25万円 / 世帯	
	一部損壊	5万円 / 世帯	

* 山古志村の特例について

山古志村は現在、離村を強いられている上に、被害状況の把握が困難な状態にありますので、全世帯を一部損壊以上と見なし、一部損壊の金額を一時金(内金)としてお届けし、住家の被害状況確定後、被害区分に応じ一時金を除いた金額をお届けします。

【義援金配分の流れ】

